

令和3年2月22日(月)
午後1時半
議会棟5階 第2委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
閱 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第2号 市長からの意見聴取について

報告第3号 留守家庭児童会保育料の特例（北小学校）について

議決事項

議案第2号 「寝屋川市社会教育推進計画（素案）」に対する市民の意見のあらましと教育委員会の考え方の公表について

議案第3号 「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」に対する市民の意見のあらましと教育委員会の考え方の公表について

議案第4号 寝屋川市立図書館規則の一部を改正する規則について

議案第5号 令和3年度寝屋川市立小・中学校管理職人事について

署名人

高須教育長

玉井委員

1月・2月教育委員会一般事務報告

(1月26日～2月22日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
1	28	木	1月市議会臨時会（第1日）	委員会付託、委員長報告	市議会議場
			文教生活常任委員会	付託事件審査	議会棟5階 第2委員会室
			予算決算常任委員会（全体会）	質疑（歳入）、討論、採決	市議会議場
			北河内地区教育長協議会	会議	総合教育研修センター
	29	金	校長役員会	2月校長会の案件について	総合教育研修センター
2	4	木	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
			北河内地区教育長協議会	会議	総合教育研修センター
	5	金	大阪府都市教育長協議会	役員会	ホテルアウィーナ大阪
	15	月	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
	22	月	教育委員会2月定例会		議会棟5階 第2委員会室

2月・3月教育委員会行事計画書

(2月23日～3月31日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
2	25	木	3月市議会定例会（第1日）	委員会付託（現年度議案）	市議会議場
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	26	金	校長役員会	3月校長会の案件について	総合教育研修センター
			文教生活常任委員会	付託事件審査（現年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
予算決算常任委員会（分科会）			付託事件審査（現年度議案）	議会棟4階 第1委員会室	
3	1	月	予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	市議会議場
	2	火	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	3	水	3月市議会定例会（第2日）	市政運営方針（演説）、委員会付託（新年度議案）、委員長報告（現年度議案）	市議会議場
	9	火	3月市議会定例会（第3日）	代表質問	市議会議場
	10	水	3月市議会定例会（第4日）	代表質問	市議会議場
	12	金	中学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市内各中学校
	15	月	文教生活常任委員会	付託事件審査（新年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会（分科会）	付託事件審査（新年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
			教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	16	火	文教生活常任委員会	付託事件審査（新年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会（分科会）	付託事件審査（新年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
	17	水	小学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市内各小学校
	19	金	予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	市議会議場
			幼稚園保育証書授与式	保育証書授与式	市内各幼稚園
	20	土	市民ウォーキング	ウォーキング	市役所～打上川治水緑地
	22	月	3月市議会定例会（第5日）	委員長報告（新年度議案）、追加事件即決	市議会議場
			教育委員会3月定例会		議会棟5階 第2委員会室
	26	金	令和2年度第5回社会教育委員会議	社会教育推進計画策定について、令和2年度社会教育部事業報告及び令和3年度事業計画について、令和2年度及び令和3年度社会教育関係団体への補助事業について、令和3年度社会教育施策に関する提案書の回答について、その他	議会棟5階 第2委員会室

月	日	曜	行事名	内容	場所
3	27	土	市指定文化財特別公開（～29日）	木造聖観音坐像の公開	法安寺（下神田町）
	29	月	第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会 第4回会議	審議会	議会棟4階 第1委員会室

報告第2号

市長からの意見聴取について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和3年2月22日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

報告第3号

留守家庭児童会保育料の特例（北小学校）について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和3年2月22日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

留守家庭児童会保育料の特例（北小学校）について

北小学校において、同一時期に4名が新型コロナウイルス感染症に感染し、寝屋川市新型コロナウイルス対策に関する対処方針に基づいた北小学校の完全休校（令和3年1月18日から1月31日まで）にともない、当該留守家庭児童会を1月18日から1月31日までの2週間を完全休会といたしました。

このことを受け、当該留守家庭児童会1月保育料を「寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例」及び「寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則」により、特例として次のとおり定める。

1. 特例期間

令和3年1月分

2. 特例の内容

保育料を月額半額とする。

【参考】保育料の額

区分	月額	月額半額
通常	7,000円	3,500円
減額	5,000円	2,500円
二子減額	3,500円	1,750円
免除	0円	0円

議案第2号

「寝屋川市社会教育推進計画（素案）」に対する市民の意見のあらましと教育委員会の考え方の公表について

「寝屋川市社会教育推進計画（素案）」に対する市民の意見のあらましと教育委員会の考え方の公表について教育委員会の議決を求める。

令和3年2月22日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

「寝屋川市社会教育推進計画（素案）」に対する市民の意見のあらましと教育委員会の考え方を公表するため。

「寝屋川市社会教育推進計画（素案）」パブリック・コメントの結果について

1 パブリック・コメントの実施期間

令和2年12月1日（火）～令和3年1月9日（土）

2 意見提出数

2人 5件

※ 内4件については、パブリック・コメント制度の趣旨と合致しないため、掲載していません。

3 意見による修正

0件

寝屋川市社会教育推進計画（素案）に対する意見のあらましと教育委員会の考え方

No.	頁	項目	意見のあらまし	件数	教育委員会の考え方
1	P8	2 青少年の健全育成	<p>zoom等のWEB会議システムを活用した（孤立した）子どもたちのネットワークづくり。部活、サークルとして他校の生徒などと交流の場を構築し居場所づくりを行う。</p> <p>孤立した家庭も同じく。</p>	1	<p>青少年の居場所において、青少年活動の推進を始め、孤立している青少年への支援を行っており、居場所のスタッフのスキルアップを図ることで更なる運営体制の充実を図ってまいります。zoom等のWEB会議システムの活用については、システム環境の整備を始め、使用のルール作りなど、現時点では整理すべき課題も多くあることから、原案のとおりとします。</p> <p>なお、孤立した家庭については、現在、青少年の相談窓口について、市公式アプリやWEB会議システムを活用した相談体制を整備しております。</p>

※寝屋川市社会教育推進計画（素案）に関する御意見が2人より5件寄せられていますが、上記の他4件については、パブリック・コメント制度の趣旨と合致しないため、この表には掲載していません。

議案第3号

「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」に対する市民の
意見のあらましと教育委員会の考え方の公表について

「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」に対する市民の意見のあら
ましと教育委員会の考え方の公表について、教育委員会の議決を求める。

令和3年2月22日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」に対する市民の意見のあら
ましと教育委員会の考え方を公表するため。

「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」
パブリック・コメントの結果について

1 パブリック・コメントの実施期間：令和2年12月1日（火）から令和3年1月9日（土）まで

2 意見提出総数

対応内容	件数
・意見による修正を行うもの	9件
・別記理由、趣旨から原案のとおりとするもの	3件
・意見及び市の方針から修正を行うもの	1件
・パブリック・コメント制度の趣旨と合致しないもの	1件
	意見の総数 14件
	提出者数 3人

所属名：社会教育部 中央図書館

第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）に対する意見のあらましと教育委員会の考え方

番号	頁数		意見のあらまし	教育委員会の考え方
1		はじめに 5行目	<p>「未就学児の頃に読み聞かせをしていた子どもは、その他の子どもに比べて、本を読む子どもの割合が多いと指摘されています。」は「未就学児の頃に読み聞かせをしていた子どもは、していない子どもに比べて、本を読む子どもの割合が多いと指摘されています。」に変更すべきでは。</p> <p>「平成30年度の文部科学省調査」を文部科学省のホームページで調べましたが、わかりませんでした。「その他の子ども」とは、どういう子どもなのですか？</p>	御意見を踏まえ、「その他の子どもに比べて」を、「していない子どもに比べてに変更いたします。
2		はじめに 13行目	<p>「賢明に力強く生きる力を養うため」は「懸命に力強く生きる力を養うため、」に変更すべきでは。</p>	ここでは読書によって新たな知識を得て物事を適切に判断する力を養う、という意味で記述しているので、原案のとおりといたします。
3	1	第1章1 策定の経緯	<p>「市は、この計画に基づき、推進事業の進捗や情報交換を行い」は「市は、この計画に基づき、推進事業の進行管理や関係機関・団体と情報交換を行い」に変更すべきでは。</p>	御意見を一部採用し「推進事業の進捗や情報交換を行い」を「進捗状況の把握や関係機関・団体と情報交換を行い」といたします。
4	1	第1章1 策定の経緯	<p>「絵本・児童書の貸出増加や親子で来館する人の増加等の成果」の貸出増加や来館増加で示すべきでは。</p>	第1次計画初年度（平成18年度）の児童書貸出冊数は309,614冊、第1次計画最終年度（平成27年度）は345,066冊、この間の伸び率としては11.45%です。ご意見を踏まえ、その旨を記載いたします。
5	3	第1章2 策定の目的	<p>「寝屋川市の子どもが」は「寝屋川市の子どもたちが、」に変更すべきでは。</p>	御意見を踏まえ、「寝屋川市の子どもが」を「寝屋川市の子どもたちが」に変更いたします。
6	3	第1章3 第2次計画期間現在に至る子ども読書活動推進事業の成果と課題 (主な成果) 2つ目	<p>「読書推進施」は「読書活動推進施策」ではないか？</p>	御意見を踏まえ、「読書推進施」を「読書推進施策」と変更いたします。
7	4	第1章3 (課題) 1つ目	<p>「関係施設・関係部署やボランティアグループ等の関連団体と都度、意見交換は行っていますが、意見交換は団体ごとに行っています」は「関係施設・関係部署やボランティアグループ等の関連団体と都度、意見交換を行っています。」に変更すべきでは。</p>	「意見交換は団体ごとに行っている」ことも踏まえているため原案のとおりといたします。

番号	頁数		意見のあらまし	教育委員会の考え方
8	17	第2章1 (目的)	「子どもが読書の楽しさに気づく」は「子どもが読書の楽しさに気づく」に変更すべきでは。(「を外す)	御意見を踏まえ、子どもの読書の楽しさに気づく、といたします。(「を外す)
9	17	第2章1 (基本方針)③	「日々多忙な上」は「学業で多忙な上」に変更すべきでは。	学業も含め様々なことで多忙であるため、原案のとおりといたします。
10	18	第2章3	「令和3年度～令和7年度まで」「令和3年度から令和7年度まで」に変更すべきでは。	御意見を踏まえ、「令和3年度から令和7年度まで」に変更いたします。
11	19	第3章第1節2 図書館における推進 乳幼児期子ども読書活動推進 (ブックスタート事業)	「この事業は、図書館の基本的な事業の一つとして今後も実施していきます。」を「この事業は図書館の基本的な事業の一つとして今後も実施していき、この機会に家庭での読み聞かせの大切さを広められるよう努めます。」に変更してほしい(寝屋川市の図書館利用者は少ないが、4か月検診にほぼ全員が来るのでこの機会をもっと大切にしてほしい)	「この事業は図書館の基本的な事業の一つとして実施しておりますが、令和3年4月からは、市として各課の幼児対象の事業を集約し、乳児から幼児まで一連の読書活動支援事業として、さらに発展・継続させていきます。」に変更いたします。
12	20 ～ 23	第3章第1節2 図書館における推進 第3章第2節2 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センター・学校等における取組	小学生、中学生のときに読んだ本に影響を受け、将来進学、就職を決めたという経験談を数多く聞きます。意見書を書いている私もそうです。この時期の子どもたちが、多様な本に接することができるようハード・ソフトの整備を計画してください。 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議 論点まとめに次のようになります。 「子どもは、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようになる。また、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読む深めことを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探求心や真理を求める態度が培われる。」 「知る喜び」を子どもたちに与えられる図書館にする計画にしてください。	御意見につきましては、市の総合的機能を持った新中央図書館の設置(P20)、西分室の設置(P20)、子ども図書館の整備(P20)、電子書籍(P21)の導入など、新たな読書環境の整備に取り組んでいきます。 また、レファレンスサービスを充実させ、子どもたちにより本に親しみを持ってもらえるよう努めますので、原案のとおりとし、一部加筆いたします。

番号	頁数		意見のあらまし	教育委員会の考え方
13	22	第3章第2節2 学校における推進 (学校図書館の充実)	<p>項の追加 各校の学校図書館の開館時間を増やし、いつでも自由に利用できるように努めます。 (文部科学省の「子供の読書活動推進計画に関する調査研究」で学校図書室がいつでも自由に利用できる場合、図書館や書店が行きやすい場合よりも本を読む子供の割合が高い。一番身近な学校図書館の利用しやすさを充実させてほしい)</p>	<p>今回の御意見や、今後、市立図書館と連携し、開館も含めた環境整備に取り組んでいくことも踏まえ、＜取組の方向性＞（図書館の充実）の2点目、「各校の学校図書館の開館時間の拡充や蔵書状況の把握に努め、よりよい利用の仕方を市立図書館と連携協力して考えていきます。」と修正いたします。</p>

※第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）に関する御意見が3人より14件寄せられていますが、上記の他1件については、パブリック・コメント制度の趣旨と合致しないため、この表には掲載していません。

議案第4号

寝屋川市立図書館規則の一部を改正する規則について

寝屋川市立図書館規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和3年2月22日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

電子図書館サービスの開始及び自動貸出機の導入に当たり、同規則の改正が必要となったため。

寝屋川市立図書館規則の一部を改正する規則

寝屋川市立図書館規則（昭和52年寝屋川市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第5条中「という。）」の次に「(電子書籍を除く。第7条第2項各号列記以外の部分、第8条、第14条及び第15条を除き、以下同じ。）」を加える。

第8条中「個人貸出し」の次に「(電子書籍の利用を含む。第14条において同じ。）」を加える。

第9条第1項中「提出しなければならない」を「提示しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、資料の自動貸出機により利用カードを用いて資料の個人貸出しを受けける場合は、この限りでない。

第9条の次に次の1条を加える。

(電子書籍の利用)

第9条の2 利用カードの交付を受けている者(資料の個人貸出しの実績その他の館長が定める要件に該当する者に限る。)は、インターネットを利用して、電子書籍の利用を行うことができる。

2 電子書籍の利用に関する事項については、この規則に定めるもののほか、館長が定める。

第14条中「個人貸出し」を「資料の個人貸出し」に改め、「3週間以内」の次に「(電子書籍にあっては、2週間以内)」を加える。

附 則

この規則は、令和3年3月1日から施行する。ただし、第9条第1項にただし書を加える改正規定は、同月29日から施行する。

寝屋川市立図書館規則

No. 1

改 正 案	現 行
<p>(利用の手続)</p> <p>第5条 館内における図書館資料（以下「資料」という。）<u>（電子書籍を除く。第7条第2項各号列記以外の部分、第8条、第14条及び第15条を除き、以下同じ。）</u>の利用は、原則として自由とし、何らの手続を要しない。</p> <p>(個人貸出し)</p> <p>第8条 資料の個人貸出し（<u>電子書籍の利用を含む。第14条において同じ。</u>）を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、館長が特に必要があると認めたとする者については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 寝屋川市の区域内に住所を有する者 (2) 寝屋川市の区域内の会社、事業所等に勤務する者 (3) 寝屋川市の区域内の学校に通学する者 <p>(利用カード)</p> <p>第9条 資料の個人貸出しを受けようとする者は、利用カードを係員に<u>提示しなければならない。ただし、資料の自動貸出機により利用カードを用いて資料の個人貸出しを受ける場合は、この限りでない。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>(電子書籍の利用)</u></p> <p>第9条の2 <u>利用カードの交付を受けている者（資料の個人貸出しの実績その他の館長が定める要件に該当する者に限</u></p>	<p>(利用の手続)</p> <p>第5条 館内における図書館資料（以下「資料」という。）<u>_____</u>の利用は、原則として自由とし、何らの手続を要しない。</p> <p>(個人貸出し)</p> <p>第8条 資料の個人貸出し<u>_____</u>を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、館長が特に必要があると認めたとする者については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 寝屋川市の区域内に住所を有する者 (2) 寝屋川市の区域内の会社、事業所等に勤務する者 (3) 寝屋川市の区域内の学校に通学する者 <p>(利用カード)</p> <p>第9条 資料の個人貸出しを受けようとする者は、利用カードを係員に<u>提出しなければならない。_____</u></p> <p>2～5 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>る。)は、インターネットを利用して、電子書籍の利用を行うことができる。</p> <p>2 電子書籍の利用に関する事項については、この規則に定めるもののほか、館長が定める。</p> <p>(貸出期間)</p> <p>第14条 資料の個人貸出しの期間は、3週間以内(電子書籍にあつては、2週間以内)とする。ただし、館長が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和3年3月1日から施行する。ただし、第9条第1項にただし書を加える改正規定は、同月29日から施行する。</p>	<p>(貸出期間)</p> <p>第14条 個人貸出しの期間は、3週間以内_____とする。ただし、館長が必要があると認めるときは、この限りでない。</p>

議案第 5 号

令和 3 年度寝屋川市立小・中学校管理職人事について

令和 3 年度寝屋川市立小・中学校管理職人事を行うため、教育委員会の議決を
求める。

令和 3 年 2 月 22 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

「寝屋川市立小・中学校教職員人事基本方針」に基づき、令和 3 年度寝屋川
市立小・中学校管理職人事を行うため。